

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 6 月 30 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501663号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600116号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成4年12月1日から平成5年2月21日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成4年12月及び平成5年1月の標準報酬月額については、36万円から41万円とする。

平成4年12月及び平成5年1月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成4年12月及び平成5年1月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年12月1日から平成5年2月21日まで

C厚生年金基金から、A社に勤務していた請求期間における標準報酬月額の記録が、国の記録と相違していると連絡があった。調査の上、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、請求者が請求期間の標準報酬月額の改定の基礎となる平成4年9月から同年11月までについて、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(36万円)を超える報酬月額の支払を受け、報酬月額に基づく当該標準報酬月額(41万円)以上の標準報酬月額(平成4年12月は47万円、平成5年1月は41万円)に見合う厚生年金保険料(平成4年12月は3万6,570円、平成5年1月は3万2,595円)を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間の改定の基礎となる報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額、上記の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成4年12月1日から平成5年2月21日までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501820号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600117号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和44年4月30日から同年5月1日に訂正し、昭和44年4月の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

昭和44年4月30日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和44年4月30日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年4月30日から同年5月1日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間が被保険者期間となっていないが、昭和44年5月1日に、出向していた子会社から親会社へ異動しただけで、私は継続して勤務していた。厚生局から、同僚の調査に係る照会文書が届いたので、私の記録も調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る労働者名簿、同社人事部長の陳述及び雇用保険の加入記録並びにA社における複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し(昭和44年5月1日にA社からC社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社に係る昭和44年3月の厚生年金保険の記録から、5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和44年4月について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和44年4月について、事業主が資格喪失年月日を昭和44年5月1日と

して届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年4月30日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和44年4月30日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600130号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600118号

第1 結論

請求者のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和53年5月20日から昭和52年7月1日に訂正し、同年7月から昭和53年4月までの標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

昭和52年7月1日から昭和53年5月20日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和52年7月1日から昭和53年5月20日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年7月1日から昭和53年5月20日まで

勤務先がA社C事業所からA社B事業所へ変わったが、請求期間も継続して勤務していたにもかかわらず、請求期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、調査の上、請求期間を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主の回答、複数の同僚の陳述及び同僚の一人が保有する給料計算書から判断すると、請求者はA社に継続して勤務し(A社C事業所からA社B事業所に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業主及び複数の同僚が、請求者は請求期間においてA社B事業所に勤務していたと陳述していることから、請求者のA社B事業所における資格取得年月日を昭和52年7月1日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B事業所における昭和53年5月の厚生年金保険の記録から、11万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る昭和52年7月1日から昭和53年5月20日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付した

か否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501638号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600119号

第1 結論

請求者のA社における平成20年9月12日の標準賞与額は24万円と記録されているところ、当該記録を取り消し、同社における平成20年7月11日の標準賞与額を24万円に訂正することが必要である。

平成20年7月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年7月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年9月12日
② 平成20年7月11日

A社に勤務していた平成20年7月に夏季賞与の支払があったが、厚生年金保険の記録では平成20年9月12日と記録されている。賞与明細書から実際の支給日は平成20年7月11日と確認できるので、賞与支払年月日の記録を平成20年9月12日から同年7月11日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、年金事務所が保有する平成22年9月9日に受付されたA社の厚生年金保険被保険者賞与支払届により、同社は請求者について、賞与支払年月日を平成20年9月12日、標準賞与額を24万円と記載して、届出を行ったことが確認できるところ、請求者から提出された預金通帳の写しにより、請求者が請求期間①において同社から賞与の支払を受けていないことが確認できることから、請求者の同社における請求期間①の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。

請求期間②について、請求者から提出された「H20年度夏季賞与明細書」及び預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間②において24万円の賞与が支給され、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、元取締役及び破産管財人は同社に係る資料について、保管している資料は何もない旨陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501077号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600115号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和52年10月1日から同年12月16日まで
② 昭和53年9月1日から昭和54年2月1日まで

請求期間①については、昭和52年10月1日からA社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が同年12月16日となっている。同社に入社当初は日本本社で英文タイプを打っていた。請求期間②については、昭和53年9月1日からB社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和54年2月1日となっている。同社には友人の紹介で就職した。請求期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正し、年金額に反映するようしてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における取得年月日は昭和52年12月16日となっており、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と一致している。

また、A社は、請求者に係る人事記録等の資料は保管していない旨回答している上、オンライン記録により、請求期間①に同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の従業員に照会したものの、請求者を記憶している者がいないことから、請求者の当該期間における勤務実態を確認できない。

さらに、オンライン記録により、請求者は、請求期間①において、国民年金保険料を、付加保険料も含め納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保

険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における雇用保険被保険者資格の取得年月日が昭和53年10月27日となっていることから、請求者が請求期間②のうち、同日以降の期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは昭和54年2月1日であり、請求期間②は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である上、自身が5人目の従業員であった旨陳述している同僚の同社における雇用保険被保険者資格の取得年月日が昭和53年11月20日となっていることから、請求期間②のうち、同日より前の期間においては、同社が厚生年金保険の強制適用事業所の要件を満たしていたことを確認できない。

また、オンライン記録により、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和54年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる者のうち、雇用保険被保険者資格の取得年月日が同日より前である同僚の一人は、入社してしばらくの期間は会社が厚生年金保険の適用事業所となっていなかったことを当時から認識していた旨陳述しており、別の同僚は、厚生年金保険の被保険者資格を取得する前の期間については、厚生年金保険料は控除されていなかった旨陳述している。

さらに、B社は既に適用事業所ではなくなっており、請求期間②における事業主は連絡先が不明である上、その後の事業主は同社に係る資料は何も残っていない旨を陳述していることから、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除を確認することができない。

加えて、オンライン記録により、請求者は、請求期間②において、国民年金保険料を、付加保険料も含め納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。